

第1回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会 議事録（案）

日時 平成27年9月18日（金）13:30～15:00
場所 インテリジェントロビー ルコ C会議室

資料

- 【資料1】 部会員名簿
- 【資料2】 平成26年度第2回企画改善部会議事録
- 【資料3-1】 企画改善部会及びWG開催スケジュール（案）
- 【資料3-2】 平成27年度の取り組み（案）
 - 【参考1】 通知・報告配信システム 運用方法と企画改善部会での検討範囲（概念図）
 - 【参考2】 通知・報告配信システム（データ本位型）運用の手引き
- 【資料4-1】 大阪府 通知・報告配信システムの導入について
- 【資料4-2】 神奈川県 運用ルール（案）
- 【資料4-3】 データ送信における「提出」についての考察（運用の手引きへの追記案）

出席者（敬称略）

大阪府：津田 敏史
神奈川県：木戸麻亜子
山梨県：弾塚 崇
日本 ERI(株)：内田 広也
ビューローベリタスジャパン(株)：堀口 智可
国土交通省：大木 雄介
事務局 坂田、久保

議事

1. 部会長の選任（資料1）

◇部会員の互選により、大阪府 津田様に決定。

2. 前回議事録の確認（資料2）

◇前回部会で確認した今年度の検討テーマ等について、事務局より説明された。

3. 検討課題とスケジュール（資料3）

◇今年度の検討課題の報告と、部会及びWG開催スケジュール案を確認した。

部会及びWG開催スケジュール、平成27年度の取り組みについては、原案どおり進めることとする。

【主な質疑・意見】

・企画改善部会の到達目標として記載されている「統一運用ルール」とは何か。（大阪府 津田様）

→通知報告の運用を全国統一するという趣旨ではなく、最小公倍数的な運用ルールとしての整備を目指すものである。個々の運用においては、統一運用ルールの記載事項について取捨選択はあり得る。（事務局）

- ・確認申請の引受通知は法定外であるが、これも統一運用ルールに盛り込むのか。(日本ERI 内田様)
 - 法定外であるため、統一運用ルールには盛り込まず、オプションとして扱うことになるかもしれない。(事務局)
- ・これまでの取り組みにおいて、データ送信に指定機関が参加したきっかけは何か。また、データ送信を開始したことにより、どのくらいのメリット(全件数におけるデータ送信の割合)が見込まれるのか。(山梨県 弾塚様)
 - 大阪府におけるデータ送信のきっかけは、特定行政庁からの依頼と指定機関自身からの申し入れの両方のケースがある。データ送信件数のシェアは、指定機関による全件数の13%程度を占める。(大阪府 津田様)
 - 神奈川県では、平成24年度から企画改善部会のメンバーとなり、データ送信について検討を行ってきた。データ送信によって神奈川県側にメリットがある一方で事務処理がかなり変わるため、問題点等を明らかにすることを目的としてひとまず実証実験をすることとしている。実験における送信件数のシェアは3%程度。(神奈川県 木戸様)

4. 具体的な検討事項(資料4)

(1) 大阪府 通知・報告配信システムの導入について

- ◇これまでの取り組みの経過、運用ルール等について、大阪府より説明された。今後は特定行政庁の更なる参画と指定機関への協力要請を図る。

【主な質疑・意見】

- ・運用ルールにおいて、スキャナ画像のファイルフォーマットにPDFのほかtiff、jpegを追加している理由は。(山梨県 弾塚様)
 - 特定行政庁からの要望によるが、実際はPDFのみとなっている。
- ・月1回、建築計画概要書の紙原本が郵送されることになっているが、その前に閲覧請求が来た場合はどのように対応しているのか。(神奈川県 木戸様)
 - 紙原本が到着する前に閲覧請求が来ることはほとんどない。仮に来たときはPDFで送られてきた電子データを出力して渡すこととなる。(大阪府 津田様)

(2) 神奈川県 運用ルール(案)

- ◇10月より開始予定の実証実験における運用ルール案について、神奈川県より説明された。この運用ルール案は、昨年度より各出先機関と調整してきたものである。

【主な質疑・意見】

- ・神奈川県では、送信データを各出先機関にどのように振り分けるのか。(山梨県 弾塚様)
 - 各出先機関で独立したデータベースとしている県と、全体で1つのデータベースに統合している県があり、神奈川県は前者、山梨県は後者である。前者の場合、指定機関の送信先がそもそも出先宛となるため、振り分ける必要がない。(事務局)
- ・最初に送信された建築計画概要書に誤りがあった場合はどのように対応するのか。
 - 建築計画概要書の送信媒体は、テキストファイル、PDF、さらに月1回到着する紙原本の3通りとなる。これらについてどこまで同期をとるかということ特定行政庁で判

断することとなる。先行運用中のさいたま市においては、3通りのすべてを同期させていると聞いている。(事務局)

(3) データ送信における「提出」についての考察

◇通知・報告を7日以内に「提出」することについて、データ送信においては、通知・報告配信システムに「到着」したことをもって(仮に閉庁日であっても)「提出」となり得る旨、事務局より説明された。

なお、神奈川県においてもこの解釈で問題ないことが確認されたため、「到着」以降の手続きである「收受」の位置づけまでは検討する必要がなくなった。そこで、資料 4-3 から当該箇所を削除した上で運用ルールに掲載することとする。

【主な質疑・意見】

- ・ 收受した日にかかわらず、送信されたデータの到着日が7日以内であれば法的には問題ない。データ送信された建築計画概要書は、印刷後に收受印を押印するが、この場合の收受日は7日を過ぎることもあり得る。(神奈川県 木戸様)
- ・ 今回実証実験では、月1回到着する紙原本にも再度收受印を押印する。紙原本の概要書は、先に印刷した(データで到着した)概要書と差し替える予定。前者は永久保存、後者は一般保存(一定期間経過後廃棄)とする方針。(神奈川県 木戸様)

5. その他

- ・ 台帳システムで、番号の前後に「第」と「号」をつけて印刷する場合、元データが「○○第3号」のような形式で届くと、結果として「第○○第3号号」と記載されてしまう。このような不都合を解消してほしい。(神奈川県 木戸様)
→元データの形式にルールがないため、システムで直ちに解決するのは困難であると思われる。(事務局)

- ・ 次回部会開催は平成28年3月18日とする。

以上